

負担を求める理由の整理

※ これまでの議論をもとに整理

【考え方の前提】

- 今回の諮問事項である「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」にいう「セカンドハウス」について、本検討委員会では、生活の本拠以外に所有されている住宅を指すものとして議論を進めることとする。
- こうした生活の本拠以外の住宅を所有していることについて、一定の担税力を見出すことができるものと考えられる。

【理由 1】

- 生活の本拠以外に所有されている住宅が存在することが一因となって、若年・子育て層を中心に、京都市に居住を希望する人が住宅を購入できず、市外へ転出しているケースがある。

このような状況のもと、居住者のない住宅への居住を促進することにより人口の減少に歯止めをかけるとともに、土地及び建物の有効活用を誘導し、持続可能な都市の構築に資するため、生活の本拠以外の住宅を所有している者に新たな負担を求める。

【理由 2】

- また、住宅が存在することによる防犯・防災、道路や橋りょう、水道、下水道などの公共施設整備、地域コミュニティに関する行政需要は、生活の本拠以外に所有されている住宅であっても発生しているが、その受益に見合った負担となっているとは言い難い。
- さらに、生活の本拠以外に所有されている住宅が増えることにより、防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域コミュニティの活力を低下させる原因のひとつにもなっている。

こうした現在及び将来の社会的費用の低減を図りつつ、その経費に係る財源を確保するためにも、生活の本拠以外の住宅を所有している者に、社会的費用の発生の原因者として新たな負担を求める。